

策定に関する条項について

- 計画等の策定に関する規定の令和2年12月末時点の条項数
全体:505条項[※](義務:202条項 努力:87条項 できる:217条項)
※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、
「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。
- 策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の創設により、その後は微増傾向が続いている。一方、努力義務規定、「できる」規定については増加傾向が続いている
 - 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)を受けた第1次一括法(平成23年5月公布)及び第2次一括法(平成23年8月公布)の成立等により、特に平成22年から平成23年にかけて大きく減少している。
- 法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画等の策定に関する規定についても増加傾向が続いており、令和2年12月末時点において、「できる」規定のうち約4分の3の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する
- 分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が多く見られる
- 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が法令やガイドライン等により明示的に可能とされている規定は全体の約16%に当たる80条項

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(1/6)

<策定に関する条項数の推移(全体)>

※各年の12月末時点の条項数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
できる	78	81	83	91	133	147	162	180	185	190	197	204	214	217
全体	323	331	340	345	354	364	387	415	425	446	457	474	495	505

このうち、共同策定が法令等により明示的に可能とされている条項は80条項

<策定に関する条項数の推移(都道府県)>

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	182	185	188	185	146	139	140	142	144	149	150	153	153	157
努力義務	13	15	17	18	31	34	38	45	46	51	52	55	60	61
できる	54	56	58	63	96	107	117	127	129	132	136	140	141	143
全体	249	256	263	266	273	280	295	314	319	332	338	348	354	361

<策定に関する条項数の推移(市町村)>

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	108	111	112	111	92	92	95	97	98	101	104	106	110	112
努力義務	13	15	17	18	24	25	28	29	32	37	39	43	48	50
できる	41	43	43	46	68	73	85	96	101	105	111	117	126	127
全体	162	169	172	175	184	190	208	222	231	243	253	265	283	288

※ 例えば、事業を実施するか否かは地方公共団体に裁量があるが、事業を実施する場合には計画等を策定しなければならないという規定については「義務」と整理。

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(2/6)

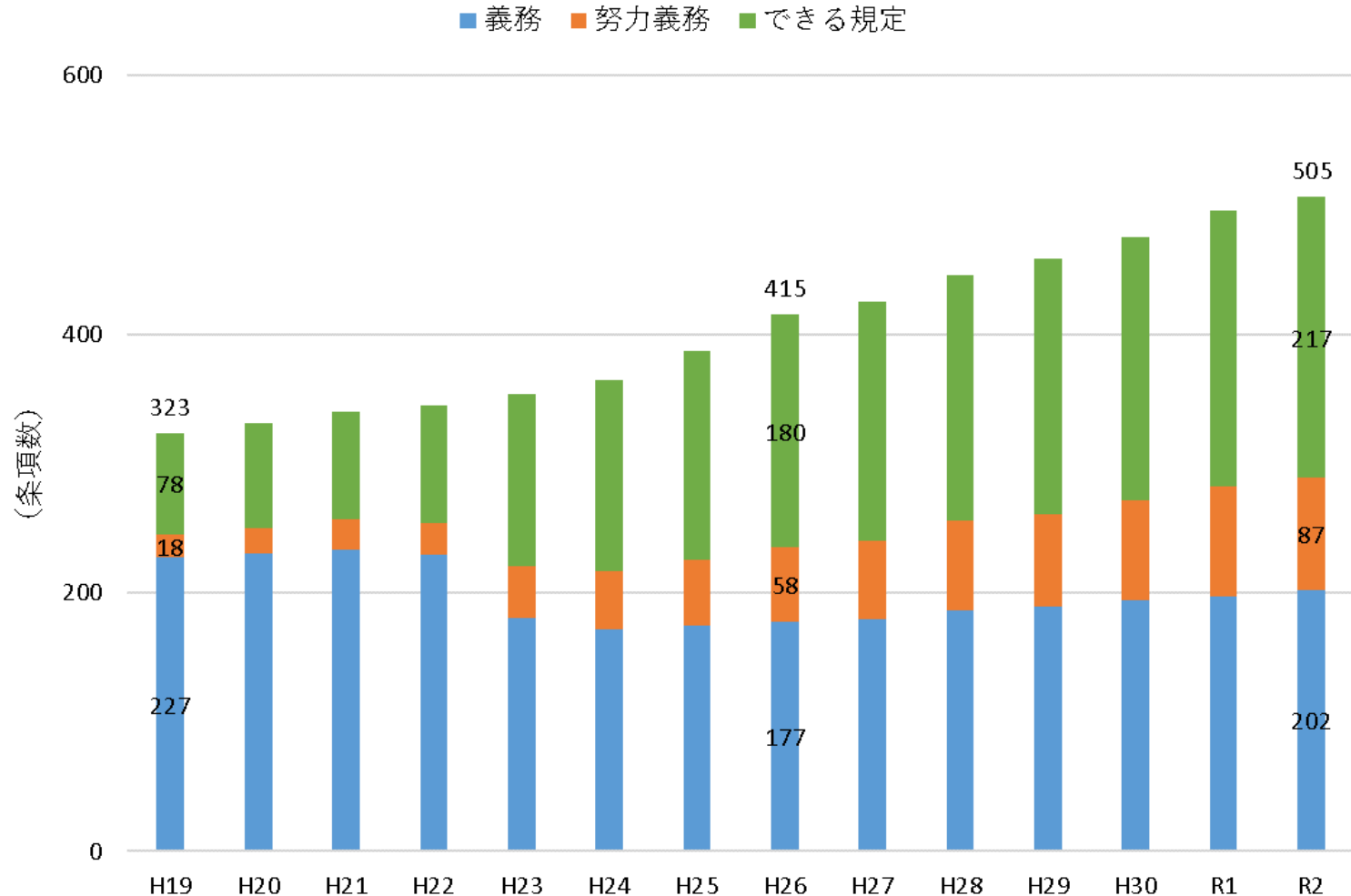
＜策定に関する条項数の推移(全体)・変動要因分析＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
義務	227	230	233	229	180	172	175	177	179	186	189	194	197	202
(変動) 新設	-	3	3	1	2	4	3	4	2	7	3	7	4	5
廃止	-	0	0	0	▲5	▲8	0	0	0	0	0	▲2	▲1	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	▲12	▲1	0	▲2	0	0	0	0	0	0
できる規定化	-	0	0	▲5	▲34	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務	18	20	24	25	41	45	50	58	61	70	72	77	85	87
(変動) 新設	-	2	4	1	4	3	5	6	4	9	2	4	8	1
廃止	-	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	12	1	0	2	0	0	0	1	0	1
できる規定化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
できる規定	78	81	83	91	133	147	162	180	185	190	197	204	214	217
(変動) 新設	-	4	2	3	9	11	16	18	6	5	10	9	10	8
廃止	-	▲1	0	0	▲1	0	▲1	0	▲1	0	▲3	▲1	0	▲4
義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
努力義務化	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1	0	▲1
できる規定化	-	0	0	5	34	3	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	323	331	340	345	354	364	387	415	425	446	457	474	495	505

計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(3/6)

策定に関する条項数の推移（全体）

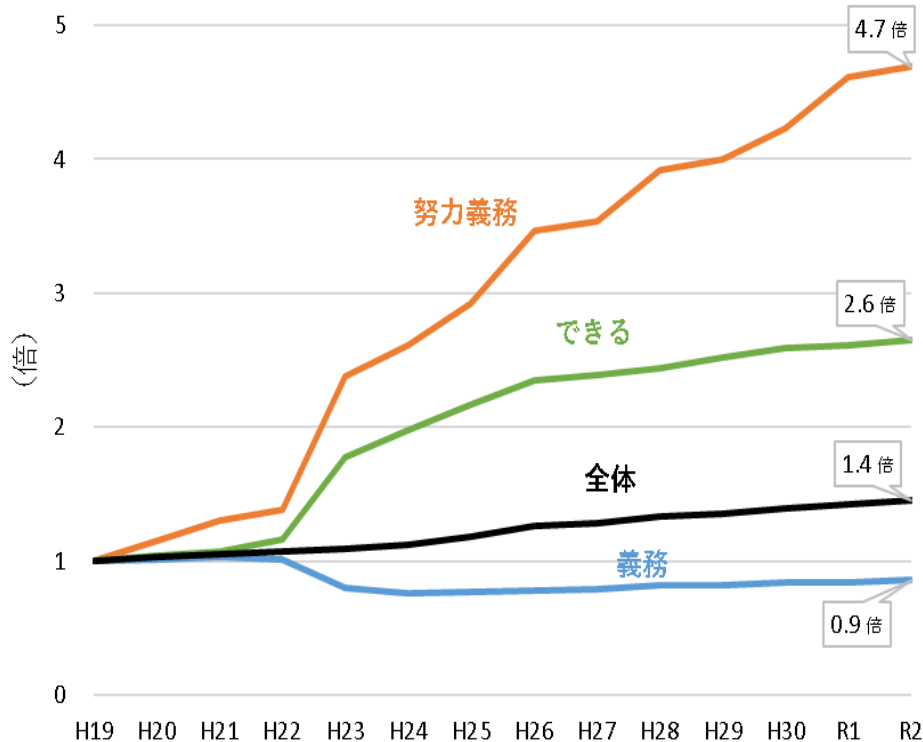


計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(4/6)

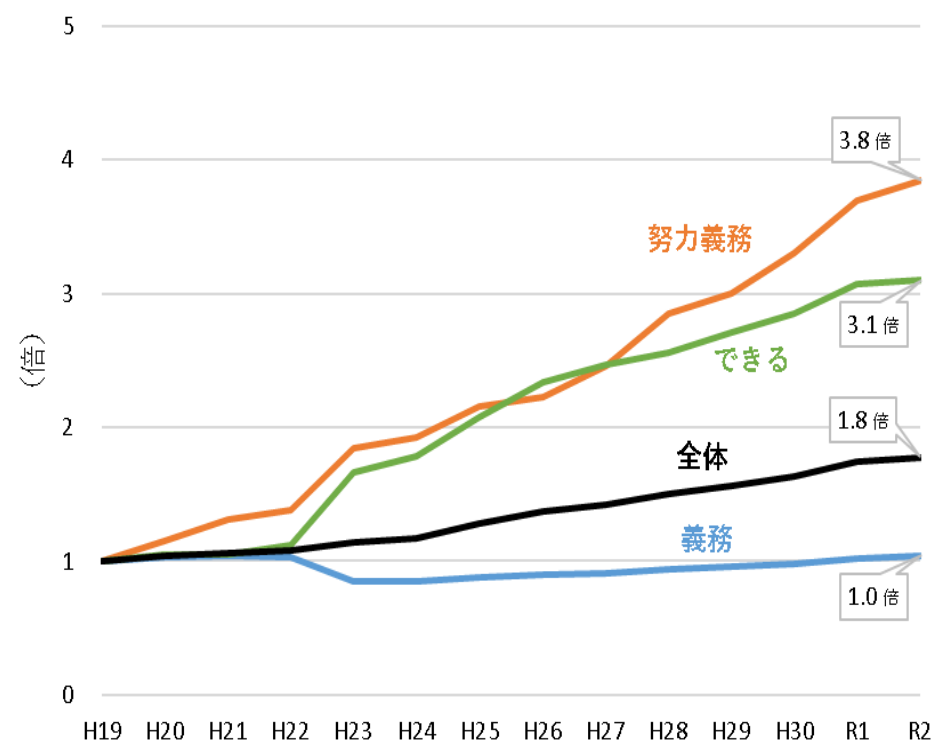
第2次勧告以降における条項数の増減の状況

(都道府県)



第2次勧告以降における条項数の増減の状況

(市町村)



※ 地方分権改革推進委員会の第2次勧告の基礎となった平成19年12月時点の条項数を基準に各年の条項数の倍率を算出したもの

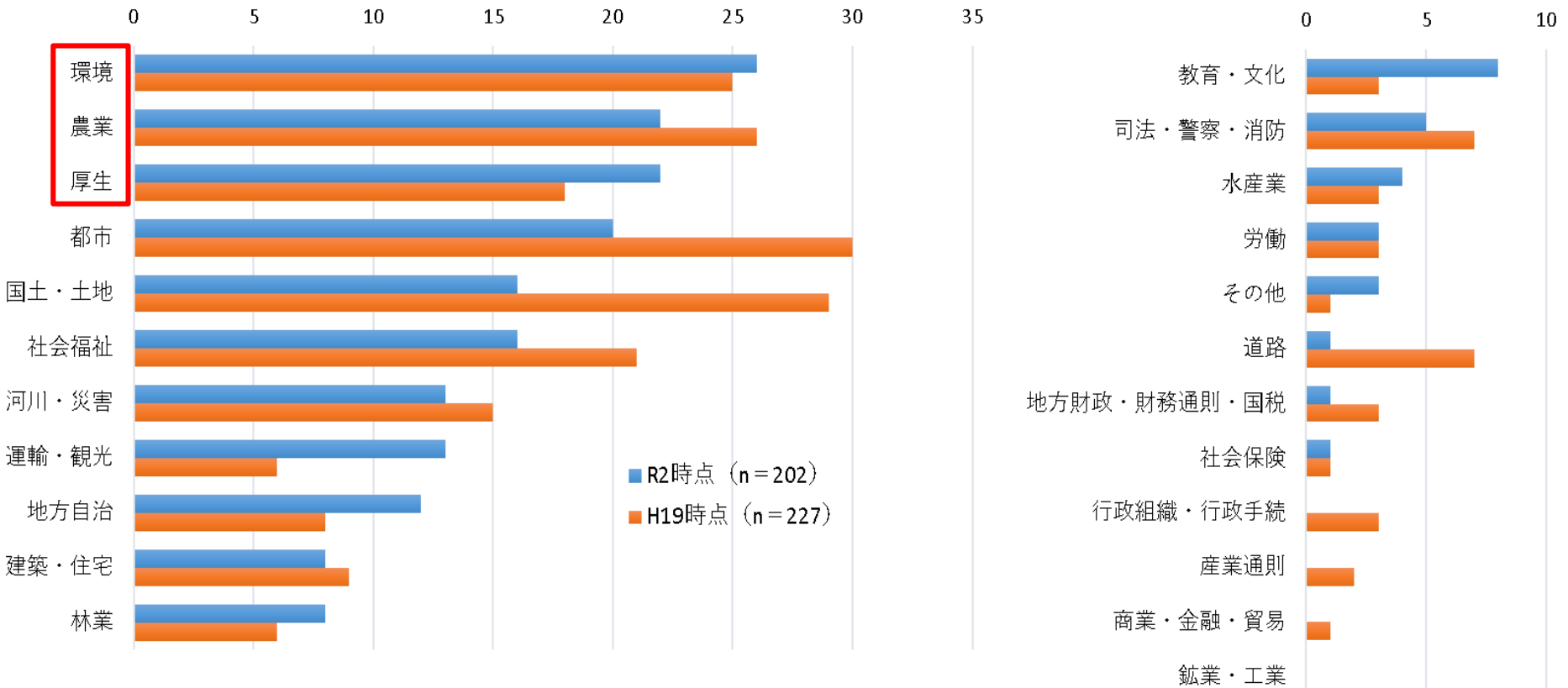
計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(5/6)

策定に関する義務規定の分野別条項数

(条項数)

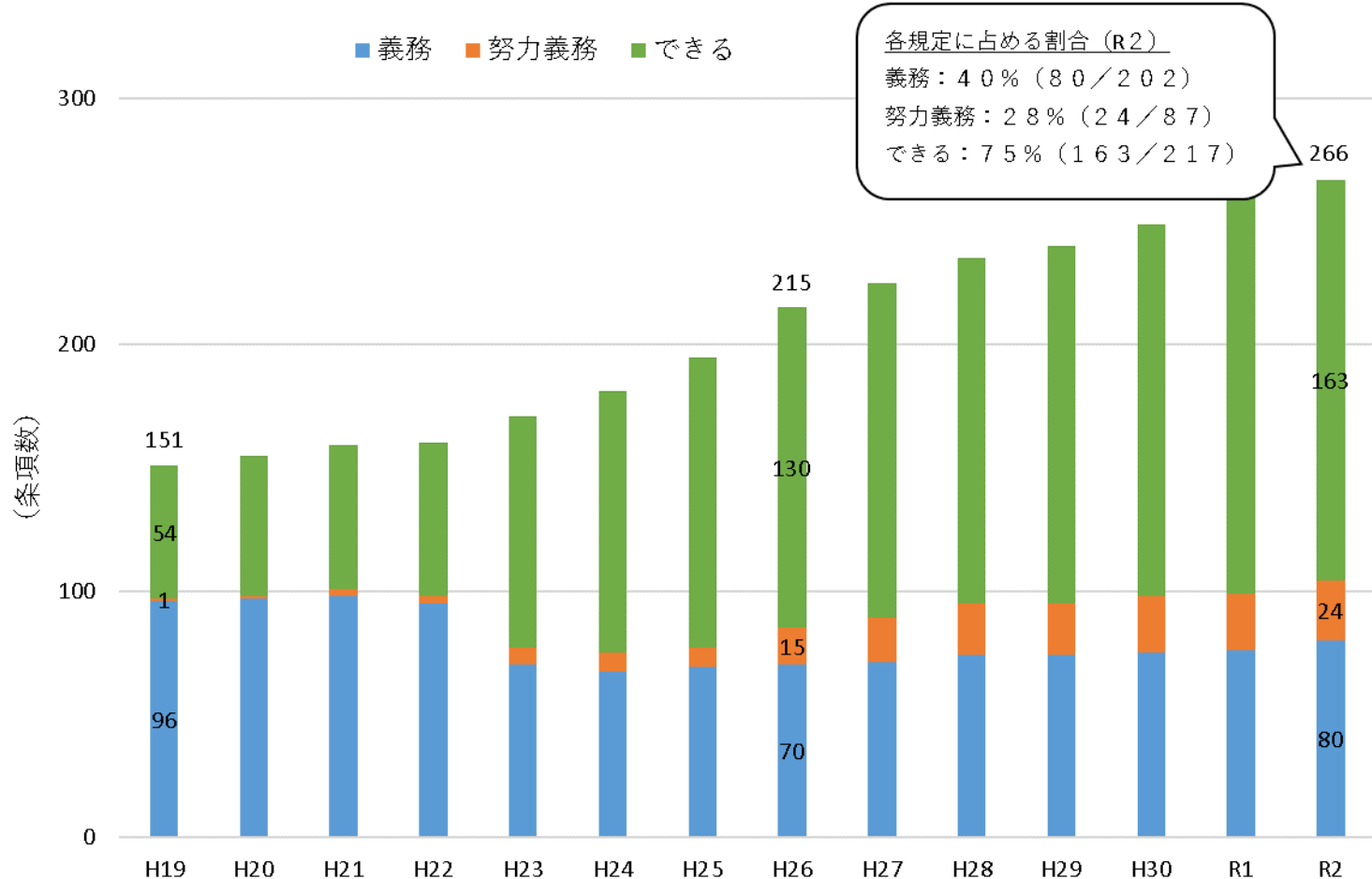
(条項数)



計画の策定等に関する条項について

【参考】計画等の策定に関する条項のデータ(6/6)

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



(R2時点)法令で財政支援等の要件とされている条項*数は、上記の義務80条項のうち77条項、努力義務24条項のうち18条項、「できる」163条項のうち157条項

※規定例(「努力義務」の例) 第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。
 第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

計画の策定等に関する条項について

内容に関する条項について

- 計画等の内容に関する規定：全体1,735条項^{※1}

(義務:1,146条項 努力:232条項 できる:423条項)

(例)

- ✓ 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)を義務付ける規定
- ✓ 計画等の期間に関する規定
- ✓ 計画等の内容に影響を与える規定(「●●計画は××方針に即して定めなければならない」等)

※1 例えば、1つの条項において一部の内容の記載を義務付け、一部の内容の記載を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

手続に関する条項について

- 計画等の手続に関する規定：全体1,809条項

(義務:1,415条項 努力:278条項 できる:299条項)^{※2、※3}

➤ 議決に係る規定:45条項 (義務:41条項 努力:0条項 できる:7条項)^{※2}

➤ 協議・調整・意見聴取・同意^{※2}に係る規定:795条項

(義務:712条項 努力:91条項 できる:92条項)

➤ 許可、認可、承認、認定に係る規定:112条項 (義務:73条項 努力:0条項 できる:39条項)

➤ 公示、公告、公表、閲覧・縦覧等に係る規定:523条項^{※2}

(義務:443条項 努力:205条項 できる:17条項)

※2 例えば、1つの条項において一部の手続を義務付け、一部の手続を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

※3 1つの条項において複数の手続について規定する場合があるため、「全体」と各手続の内訳の合計は一致しない。

計画の策定等に関する条項の整理について

整理結果の概要

<策定に関する規定>

- 第2次・第3次勧告以降も、計画等の策定を新たに義務付ける規定が創設されている
- また、計画等の策定を努力義務とする規定や「できる」とする規定が大幅に増加している
- 計画等の策定を努力義務とする規定については、勧告時点と比較して現時点で都道府県で約4.7倍、市町村で約3.8倍に増加している
- また、計画等の策定を「できる」とする規定は、勧告時点と比較して現時点で都道府県で約2.6倍、市町村で約3.1倍に増加している
- 計画等の策定については努力義務又は「できる」とした上で、財政上の措置等を受けるためには計画等の策定が必要とされているケースも相当数見られる

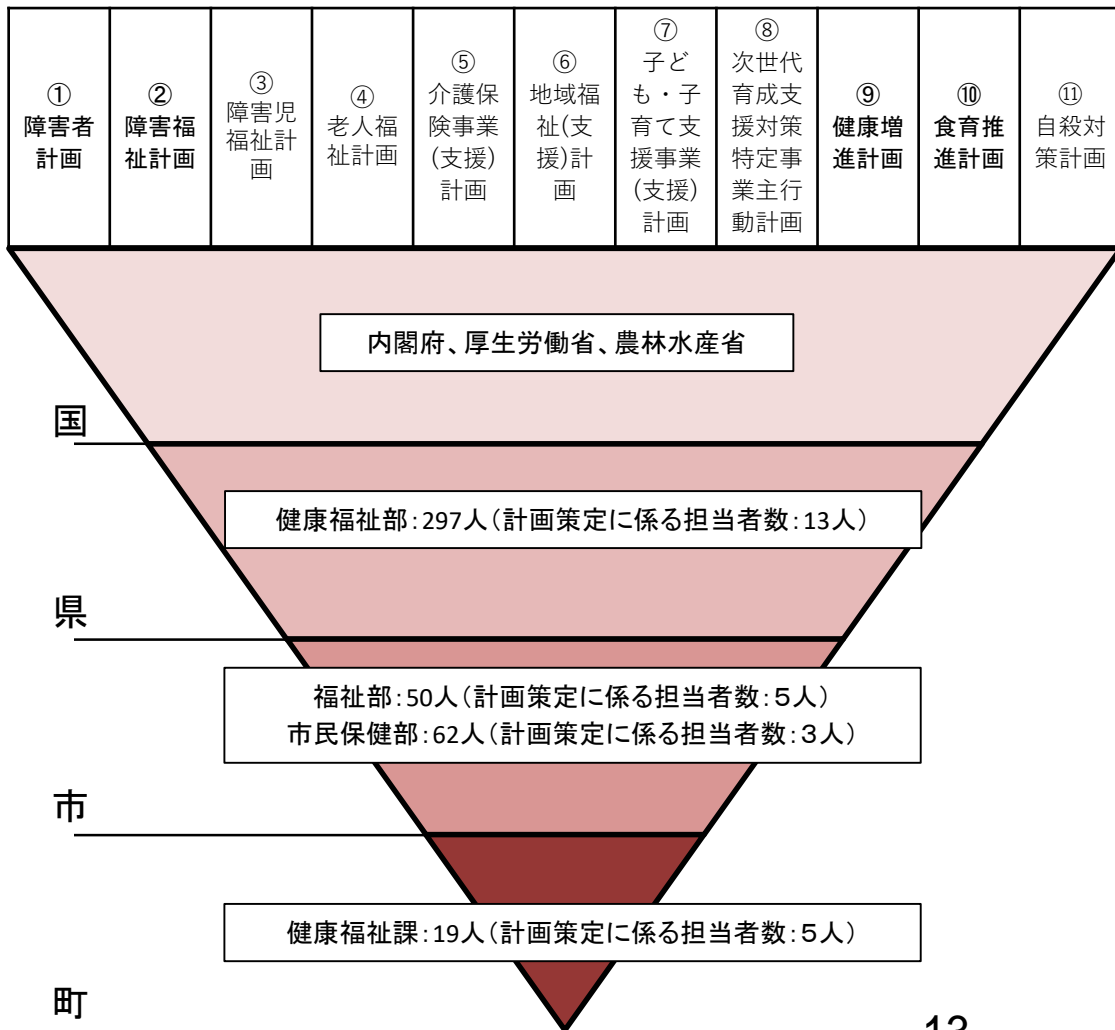
(努力:87条項中24条項、できる:217条項中163条項)

<内容及び手続に関する規定>

- 計画等の内容や手続について、過去の勧告等に照らして過度な義務付けを行っているケースが見られる

各府省による新たな義務付等の創設による自治体への影響 ～「逆三角形の構造」～

各府省の業務は、実施主体である都道府県または市町村において、「課」に相当する組織において担われており、各府省による新たな義務付け等の創設は、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっている。計画策定の義務付による都道府県等への負担も同様の影響が生じている。



計画	法律	期間	規定
①	障害者基本法	中長期 (概ね5年)	義務
②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	3年	義務
③	児童福祉法	3年	義務
④	老人福祉法	3年	義務
⑤	介護保険法	3年	義務
⑥	社会福祉法	5年	努力
⑦	子ども・子育て支援法	5年	義務
⑧	次世代育成支援対策推進法	5年	義務
⑨	健康増進法	10年	努力
⑩	食育基本法	5年	努力
⑪	自殺対策基本法	5年	義務